

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和56年6月29日提出の有価証券報告書に対
する証券取引法第24条第3項に基づく添付書類

連結会計年度 自 昭和54年4月 1日
至 昭和55年3月31日

自 昭和55年4月 1日
至 昭和56年3月31日

大 蔵 大 臣 殿

昭和56年7月30日提出

会 社 名 株 式 会 社 阪 田 商 会

英 訳 名 SAKATA SHOKAI, LIMITED

代表者の役職氏名 取締役社長 中 西 季 雄



本店の所在の場所 大阪市北区東天満2丁目6番2号(南森町中央ビル内) 電話番号 大阪(356)2041

連絡者 経理部長 小 林 宏

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号(堀内ビル内)

もよりの連絡場所 株式会社 阪 田 商 会 東 京 支 社 電話番号 東京(257)8930

連絡者 東京経理課長 道 山 繁 徳

連結財務諸表について

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
2. 昭和55年4月1日から昭和56年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表について、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人朝日会計社の監査を受け、次の通り監査報告書を受領いたしました。

監 査 報 告 書

株式会社 阪 田 商 会

取締役社長 中 西 季 雄 殿

昭和56年7月28日

監査法人 朝 日 会 計 社

代表社員 公認会計士

道幸孝三郎 

関与社員 公認会計士

田村和之 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている株式会社阪田商会の昭和55年4月1日から昭和56年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について監査を行った。

この監査に当り当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準にしたがつて継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」の定めるところに準拠しているものと認めた。

よつて、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、株式会社阪田商会及び連結子会社の昭和56年3月31日現在の財政状態及び同日をもつて終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または関与社員との間には公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

主 たる 事 務 所

監査法人 朝 日 会 計 社

東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 富士ビルディング

関与社員が主として執務した事務所

監査法人 朝 日 会 計 社 大 阪 支 社

大阪市北区梅田1丁目3番1-500号 大阪駅前第一ビル

連結財務諸表

1. 連結貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	昭和55年3月31日現在		昭和56年3月31日現在	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)		%		%
I 流 動 資 産				
1. 現 金 及 び 預 金 ※3	2,230,408		2,462,094	
2. 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 ※ ¹ / ₃	8,058,978		8,735,766	
3. 非連結子会社及び関連会社 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	323,212		229,770	
4. 有 価 証 券 ※3	420,655		498,024	
5. た な 卸 資 産	3,605,440		3,628,985	
6. 非連結子会社及び関連会社 短 期 貸 付 金	303,976		395,492	
7. そ の 他 の 流 動 資 産	633,103		640,668	
貸 倒 引 当 金	△ 174,005		△ 213,685	
流 動 資 産 合 計	15,401,767	73.7	16,377,114	71.2
II 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産 ※2				
1. 建 物 及 び 構 築 物 ※3	1,328,110		1,491,309	
2. 機 械 及 び 装 置 ※3	955,940		1,192,125	
3. 土 地 ※3	1,144,050		1,381,869	
4. 建 設 仮 勘 定	23,160		2,947	
5. そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 ※3	329,941		346,843	
有 形 固 定 資 産 合 計	3,781,201	18.1	4,415,093	19.2
(2) 無 形 固 定 資 産				
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	50,481		51,974	
無 形 固 定 資 産 合 計	50,481	0.2	51,974	0.2
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
1. 非 連 結 子 会 社 及 び 関 連 会 社 株 式	483,677		514,303	
2. 長 期 貸 付 金	315,624		641,631	
3. 非連結子会社及び関連会社 長 期 貸 付 金	329,000		405,429	
4. そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	602,658		664,088	
貸 倒 引 当 金	△ 53,319		△ 65,643	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	1,677,640	8.0	2,159,808	9.4
固 定 資 産 合 計	5,509,322	26.3	6,626,875	28.8
III 為 替 換 算 調 整 勘 定	2,019	—	5,060	—
資 産 合 計	20,913,108	100.0	23,009,049	100.0

(単位: 千円)

科 目	昭和55年3月31日現在		昭和56年3月31日現在	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負 債 の 部)		%		%
I 流 動 負 債				
1. 支払手形及び買掛金	8,110,726		8,580,252	
2. 非連結子会社及び関連会社支払手形及び買掛金	121,318		103,358	
3. 短期借入金	1,983,486		2,130,782	
4. 一年内返済長期借入金	950,601		1,085,907	
5. 未払金	745,167		167,903	
6. 未払費用	365,557		365,461	
7. 賞与引当金	507,600		548,800	
8. 事業税引当金	141,035		114,962	
9. 法人税等引当金	478,078		393,750	
10. その他の流動負債	1,143,693		1,120,934	
流動負債合計	14,547,261	69.6	14,612,109	63.5
II 固 定 負 債				
1. 長期借入金	1,791,881		2,502,738	
2. 退職給与引当金 ※4	1,019,760		1,019,523	
固定負債合計	2,811,641	13.4	3,522,261	15.3
III 特 定 引 当 金				
1. 価格変動準備金	58,250		46,840	
2. 海外投資等損失準備金	71,800		72,594	
特定引当金合計	130,050	0.6	119,434	0.5
負債合計	17,488,952	83.6	18,253,804	79.3
(資 本 の 部)				
I 資 本 金	1,800,000	8.6	1,980,000	8.6
II 資 本 準 備 金	58,489	0.3	771,289	3.4
III 利 益 準 備 金	199,515	1.0	217,815	0.9
IV その他の剰余金	1,366,152	6.5	1,786,141	7.8
資 本 合 計	3,424,156	16.4	4,755,245	20.7
負債・資本合計	20,913,108	100.0	23,009,049	100.0

脚 注

昭和55年3月31日現在	昭和56年3月31日現在
※1 このほか受取手形割引高 4,447,061千円	※1 このほか受取手形割引高 5,029,537千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 2,453,273千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 2,882,878千円
※3 このうち、担保に供している資産及びこれに対応する債務の内訳は次の通りである。	※3 このうち、担保に供している資産及びこれに対応する債務の内訳は次の通りである。
(担保資産) 定期預金 43,000 受取手形 602,243 有価証券 251,798 有形固定資産 2,274,144 計 3,171,185千円	(担保資産) 受取手形 740,785 有価証券 333,061 有形固定資産 2,782,773 計 3,856,619千円
(債務の名称及び金額)	(債務の名称及び金額)
銀行取引保証 21,868千円	長期借入金 3,261,757
長期借入金 2,541,580千円	短期借入金 980,000
短期借入金 1,068,326千円	計 4,241,757千円
上記の担保資産の有形固定資産のうち工場財団を組成し財団抵当に供しているのは、1,637,775千円である。	上記の担保資産の有形固定資産のうち工場財団を組成し財団抵当に供しているのは、1,852,447千円である。
—	※4 税法の改正に伴い、当期より退職給与引当金の残高について自己都合退職による期末要支給額の50%基準から40%基準に移行した。この移行に当って、税法の経過措置の適用を受けているので、退職給与引当金の当期末残高は、自己都合退職による期末要支給額に対して44.2%である。
	なお、税法の経過措置を適用しないで期首から40%基準によった場合の当期同引当金繰入額は、105,357千円多くなる計算となる。
5 有形固定資産のうち取得価額から減額した圧縮額 57,627千円	5 有形固定資産のうち取得価額から減額した圧縮額 169,057千円
6 偶発債務	6 偶発債務
非連結子会社及び関連会社債務保証 1,144,180	非連結子会社及び関連会社債務保証 1,640,271
非連結子会社及び関連会社以外の債務保証 188,973	非連結子会社及び関連会社以外の債務保証 666,057
計 1,333,153千円	計 2,306,328千円
	7 調整年金制度について (株)阪田商会及び阪田産業(株)は、昭和43年より退職金制度の一部として調整年金制度を採用している。過去勤務費用の金額は昭和55年3月31日現在177,996千円であり、過去勤務費用の掛金の期間は19年である。

2. 連結損益計算書

(単位: 千円)

科 目	自 昭和54年4月 1日 至 昭和55年3月31日			自 昭和55年4月 1日 至 昭和56年3月31日		
	金 額		構成比	金 額		構成比
I 売 上 高		45,533,065	100.0		52,897,517	100.0
II 売 上 原 価		37,172,435	81.6		43,633,087	82.5
売 上 総 利 益		8,360,630	18.4		9,264,430	17.5
III 販売費及び一般管理費 ※1		6,622,766	14.6		7,193,447	13.6
営 業 利 益		1,737,864	3.8		2,070,983	3.9
IV 営業外収益						
1. 受 取 利 息	128,064			205,219		
2. 非連結子会社からの 受取利息及び割引料	63,002			67,074		
3. 受 取 配 当 金	26,555			29,241		
4. 関連会社償却済債権回収益	43,426			—		
5. そ の 他	134,934	395,981	0.9	178,616	480,150	0.9
V 営業外費用						
1. 支払利息及び割引料	689,266			1,099,725		
2. 新 株 発 行 費	—			40,463		
3. そ の 他	67,193	756,459	1.7	71,852	1,212,040	2.3
経 常 利 益		1,377,386	3.0		1,339,093	2.5
VI 特別利益						
固定資産売却益	—	—	—	113,395	113,395	0.2
VII 特別損失						
固定資産圧縮損	—	—	—	112,920	112,920	0.2
税金等調整前当期純利益		1,377,386	3.0		1,339,568	2.5
VIII 特定引当金戻入						
価格変動準備金戻入額	—	—	—	11,410	11,410	—
IX 特定引当金繰入						
1. 価格変動準備金繰入額	12,850			—		
2. 海外投資等損失準備金繰入額	5,800	18,650	—	794	794	—
税金等調整前当期利益		1,358,736	3.0		1,350,184	2.5
法人税及び住民税額		734,396	1.6		713,974	1.3
当 期 利 益		624,340	1.4		636,210	1.2

脚 注

	自 昭和54年4月 1日 至 昭和55年3月31日	自 昭和55年4月 1日 至 昭和56年3月31日
※1 販売費と一般管理費のおおよその割合	販 売 費 70 % 一般管理費 30 %	販 売 費 75 % 一般管理費 25 %
※1 販売費及び一般管理費のうち主要なもの		
人 件 費	2,941,728	3,019,261
減 価 償 却 費	164,380	212,800
賞 与 引 当 金 繰 入 額	376,570	388,960
退職給与引当金繰入額	121,265	27,300
事 業 税 引 当 額	203,863	201,673

3. 連結剰余金計算書

(単位: 千円)

科 目	自 昭和54年4月 1日 至 昭和55年3月31日		自 昭和55年4月 1日 至 昭和56年3月31日	
	金 額		金 額	
I その他の剰余金期首残高		904,028		1,366,152
II その他の剰余金増加高				
連結子会社の増加に による期首剰余金増加額	1,894	1,894	—	—
III その他の剰余金減少高				
1. 利益準備金繰入額	14,700		18,300	
2. 配 当 金	144,000		180,000	
3. 役 員 賞 与	5,700	164,400	16,000	214,300
IV 当 期 利 益		624,340		636,210
V 為 替 換 算 調 整 額		290		△ 1,921
VI その他の剰余金期末残高		1,366,152		1,786,141

(自 昭和54年4月1日 至 昭和55年3月31日)	(自 昭和55年4月1日 至 昭和56年3月31日)
I 連結財務諸表作成のための基本となる事項 1. 連結の範囲に関する事項 当連結財務諸表には、昭和55年3月31日現在の子会社のうちの重要な子会社のみが含まれている。 当連結財務諸表に含まれている連結子会社は、次の2社である。 阪田産業株式会社 Sakata (Singapore) Pte, Ltd. 当連結会計年度は、Sakata (Singapore) Pte, Ltd. の総資産および売上高のいずれもが増加したので、連結子会社の範囲に含めることとした。 非連結子会社は、その総資産および売上高のいずれにおいても夫々小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 なお、連結範囲から除外した子会社は扶桑商事株式会社他10社である。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則2により、非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価している。 なお、非連結子会社及び関連会社は次の通りである。 非連結子会社数 …… 扶桑商事株式会社他10社 関連会社数 …… 日本ハモンド株式会社他7社 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 該当事項なし 4. 会計処理基準に関する事項 (1) 資産の評価基準 有価証券及び投資有価証券 …… 原価基準 たな卸資産 国内連結会社 …… 原価基準 在外連結子会社 …… 低価基準 (2) 減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産… 定率法(連結会社の一部では定額法を採用している。) (3) 貸倒引当金の計上基準 国内連結会社は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、税法規定の法定繰入率による限度相当額のほか、個別に算出した取立不能見込額をあわせて計上している。 在外連結子会社は、売掛金、貸付金等の債権に対し過去の実績率を乗じて計上している。 なお、連結会社間債権に対応する引当金は消去している。	I 連結財務諸表作成のための基本となる事項 1. 連結の範囲に関する事項 当連結財務諸表には、昭和56年3月31日現在の子会社のうちの重要な子会社のみが含まれている。 当連結財務諸表に含まれている連結子会社は、次の2社である。 阪田産業株式会社 Sakata (Singapore) Pte, Ltd. 非連結子会社は、その総資産および売上高のいずれにおいても夫々小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。 なお、連結範囲から除外した子会社は扶桑商事株式会社他9社である。 2. 持分法の適用に関する事項 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則2により、非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価している。 なお、非連結子会社及び関連会社は次の通りである。 非連結子会社数 …… 扶桑商事株式会社他 9社 関連会社数 …… 日本ハモンド株式会社他7社 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 該当事項なし 4. 会計処理基準に関する事項 (1) 資産の評価基準 同 左 (2) 減価償却資産の減価償却の方法 同 左 (3) 貸倒引当金の計上基準 同 左

(自 昭和54年4月1日 至 昭和55年3月31日)	(自 昭和55年4月1日 至 昭和56年3月31日)
(4) 負債性引当金の計上基準 賞与引当金計上基準 国内連結会社は、従業員賞与の支出に備えるために、翌期支給予定額のうち当期に属する支給対象期間に見合う額を計上している。 在外連結子会社は、賞与支給規程がないため計上していない。 事業税引当金計上基準 事業税および事業所税の納付に備えるため、その納付見込額を計上している。 退職給与引当金計上基準 国内連結会社は、従業員の退職金の支出に備えるため、法人税法の規定に基づき計上したもので、繰入方法は自己都合による退職金の期末要支給額の当期増差額、取崩方法は前期末要支給額、期末残高は税法の損金算入限度相当額である。 在外連結子会社は、退職金制度がないため計上していない。 (5) 外貨建資産および負債の換算基準 短期金銭債権債務・・・決算日の為替相場による。 長期金銭債権債務及び外貨建保有有価証券 国内連結会社・・・取得時又は発生時の為替相場による。 在外連結子会社・・・決算日の為替相場による。 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に関する事項 (1) 親会社投資勘定と連結子会社資本勘定との相殺消去は、段階法によっている。 (2) 相殺消法による消去差額は生じていない。 6. 未実現損益の消去に関する事項 (1) 連結子会社は全て100%子会社であるので、少数株主持分に負担させる未実現損益については該当事項はない。	(4) 負債性引当金の計上基準 賞与引当金計上基準 同 左 事業税引当金計上基準 同 左 退職給与引当金計上基準 国内連結会社は、従業員の退職金の支出に備えるため、法人税法の規定に基づき計上したもので、繰入方法は自己都合による退職金の期末要支給額の当期増差額、取崩方法は前期末要支給額、期末残高は税法の損金算入限度相当額である。 但し、税法の改正に伴い、当期より退職給与引当金の残高について自己都合退職による期末要支給額の50%基準から40%基準に移行した。この移行に当って、税法の経過措置の適用を受けている。 在外連結子会社は、退職金制度がないため計上していない。 (5) 外貨建資産および負債の換算基準 短期金銭債権債務・・・決算日の為替相場による。 長期金銭債権債務及び外貨建保有有価証券 国内連結会社・・・取得時又は発生時の為替相場による。 ただし、長期金銭債権の換算は、昭和56年3月期に為替相場に著しい変動があったので、昭和56年3月期末における為替相場によっている。 在外連結子会社・・・決算日の為替相場による。 5. 投資勘定と資本勘定との相殺消法に関する事項 同 左 6. 未実現損益の消法に関する事項 同 左

(自 昭和54年4月1日 至 昭和55年3月31日)	(自 昭和55年4月1日 至 昭和56年3月31日)
(2) 減価償却資産に含まれる未実現損益及びたな卸資産の未実現損失については、いずれも該当事項はない。 7. 在外連結子会社の財務諸表項目の換算に関する事項 在外連結子会社の財務諸表項目の円換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(昭和54年6月26日企業会計審議会報告)によっている。 但し、在外連結子会社の長期金銭債権債務及び非貨幣性項目の額に重要性がないので次の通り決算日レート法を採用している。 (1) 資本金及び資本準備金は発生日の為替相場による。 (2) (1)以外の項目は決算日の為替相場による。 (3) 換算によって生じた差額は、連結貸借対照表においては為替換算調整勘定に計上し、連結剰余金計算書において為替換算調整額に計上している。 8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 (1) 連結剰余金計算書は連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成している。 (2) 連結子会社の利益準備金については株式取得日以降に発生した連結持分を連結利益準備金に含めている。 9. 法人税及び住民税の期間配分の処理に関する事項 当連結財務諸表に税効果会計は適用していない。	7. 在外連結子会社の財務諸表項目の換算に関する事項 同 左 8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項 同 左 9. 法人税及び住民税の期間配分の処理に関する事項 同 左
Ⅱ その他の事項に関する注記 該当事項なし	Ⅱ その他の事項に関する注記 該当事項なし